

第29条（退会）

- 1.本会員が退会をする場合は、銀行所定の方法により届出るものとします。この場合、銀行が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカード及び貸与されたチケット等を銀行に返却するものとします。また、債務全額を弁済していただくこともあります。
- 2.本会員は、退会する場合には、銀行が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会后においても、カードを利用した場合は会員番号を使用して生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。
- 3.家族会員のみが退会をする場合も、銀行所定の方法により届出るものとします。この場合、銀行が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカード及び貸与されたチケット等を銀行に返却するものとします。

第30条（費用の負担）

会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

第31条（合意管轄裁判所）

会員と銀行との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、銀行の本店の所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第32条（準拠法）

会員と銀行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第2章 個人情報の取り扱い

第33条（個人情報の収集・保有・利用等）

- 1.会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」といいます。)は、本規約(本申込みを含みます。以下同じです。)を含む銀行との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を銀行が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます。)をすること(下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します。)、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。

① 申込み時に会員等が申込書に記入し若しくは会員等が提

出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、資産、負債、収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問合せ等により銀行が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といいます。）

- ② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」といいます。）
- ③ 会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
- ④ お電話等でのお問合せ等により銀行が知り得た情報
- ⑤ 銀行での本人確認状況
- ⑥ 銀行が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
- ⑦ 官報や電話帳等の公開情報

2.会員は、銀行が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。

- ① 銀行のクレジットカード関連事業（キャッシング等の金銭貸付事業を含む。以下同じです）・その他銀行の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ② 銀行のクレジットカード関連事業・その他銀行の事業における市場調査、商品開発
- ③ 銀行のクレジットカード関連事業・その他銀行の事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
- ④ 銀行が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他銀行の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた送信

第34条（個人情報機関への登録・利用）

1.本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」といいます。）は、銀行が、本規約に係る取引上の判断にあたり、銀行が加盟する下記の個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含みます。）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

2.本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含みます。）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利

用されること、に同意します。

- 3.本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。なお、銀行が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間		
	KSC	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所*1、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		
②本規約に係る申込みをした事実	銀行が利用した日より1年を超えない期間	銀行および保証会社が利用した日から6ヶ月間	保証会社が利用した日より6ヶ月を超えない期間
③本規約に係る客観的な取引事実*2	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び完済日から5年を超えない期間
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間(但し延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)
⑤債権譲渡の事実に係る情報	—	—	譲渡日から1年を超えない期間

⑥不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—
⑦苦情調査中である旨	当該調査中の期間		
⑧本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間		

※1 全国銀行個人信用情報センターの登録情報は、①の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。

※2 上記「本規約に関する客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む)となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

銀行は全国銀行個人信用情報センター、株式会社シー・アイ・シー、保証会社は株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構に加盟しています。

○名 称：全国銀行個人信用情報センター

所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

○名 称：株式会社シー・アイ・シー

(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス <http://www.cic.co.jp>

○名 称：株式会社日本信用情報機構

所 在 地：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号：0120-441-481

ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

※全国銀行個人信用情報センター及び株式会社シー・アイ・

シー並びに株式会社日本信用情報機構は、それぞれ提携信用情報機関として、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(銀行および保証会社では行いません)。

第35条 (繰上返済時の残高の開示)

本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます。)を行う場合、銀行が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。

第36条 (個人情報の預託)

会員等は、銀行が銀行の事務(配送業務、印刷業務、コンピューター事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含みますがこれらに限られません)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。)する場合に、銀行が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第37条 (利用の中止の申出)

会員は、第33条第2項の同意の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、銀行に対しその中止を申出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、銀行の窓口に連絡するものとします。

第38条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、銀行、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ① 銀行に開示を求める場合には、本規約末尾に記載の銀行相談窓口連絡先に連絡するものとします。
 - ② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第34条記載の連絡先に連絡するものとします。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第39条 (会員契約が不成立の場合)

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第33条第1項に定める目的および第34条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第40条（退会後または会員資格取消後の場合）

本規約第29条に定める退会の申し出または本規約第28条に定める会員資格の喪失後も、第33条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または銀行が定める所定の期間個人情報情報を保有し、利用します。

第41条（規約等に不同意の場合）

銀行は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本会員規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、第33条第2項に同意しない場合でも、これを理由に銀行が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第3章 カードによる取引と利用代金の支払

第42条（カードショッピング）

1.利用可能な加盟店

会員は、次の加盟店においてカードを利用することができます。但し、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。

- ① 銀行の加盟店
- ② 銀行と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」といいます。）の加盟店
- ③ VISAインターナショナルサービスアソシエーションと提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」といいます。）の加盟店

2.加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、銀行が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することまたは、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力等銀行が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3.郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを銀行若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入することにより、若しくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

4.オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによっ